

社会福祉法人寿光会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿光会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二十一条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関して定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決第三者委員

(報 酬)

第3条 前条第1号に定める役員等の報酬については、勤務実態に応じて、評議員会の決議を得て支給することができる。ただし、非常勤役員については、報酬を支給しない。

2 施設の職員で、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、監事監査、評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員等に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規程により支給する費用弁償の額は、別表に定める額を基礎に支給する。

3 施設の職員で、職員給与が支給されている役員等に対しては、費用弁償は支給しない。

(旅 費)

第5条 当法人の役員等の旅費は、当法人旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議を受けなければならない。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第 3 条・第 4 条関係

役職等	報酬（常勤役員のみ支給）		費用支弁	
	区 分	金額（円）	区 分	金額（円）
理事長	月 額	35,000 円	理事会・評議員 会等の会議出席 1 回につき	2,000 円
理 事	月 額	25,000 円		2,000 円
監 事				2,000 円
評議員				2,000 円
評議員選任・解任 委員				2,000 円
苦情解決第三 者委員				2,000 円